

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ネクストレベル福岡支店（以下「甲」という。）とネクストレベル労働組合（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条

本協定は、全派遣社員に適用する。

（賃金の構成）

第2条

派遣社員の賃金は、基準内賃金、時間外労働手当、深夜、休日労働手当、通勤手当及び退職金とする。

- 2 基準内賃金とは、基本給に賞与相当額を加えたものをいい、時間外労働手当及び深夜・休日労働手当の基礎となる賃金をいう。

（賃金の決定方法）

第3条

派遣社員の基本給及び賞与相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は（別表1 福岡）のとおりとする。

- 1 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和元年7月8日職発第0708第2号 令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額等について」（以下「通達」という。）に定める「平成30年職業安定業務統計」（厚生労働省）の中分類「飲食物調理の職業（調理全般）」「接客・給仕の職業（飲食・接客業務等全般）」「製品製造・加工処理（製造・加工全般）」「機械組立の職業（機械組立全般）」「清掃の職業（清掃全般）」「包装の職業」「その他の運搬等の職業」小分類「総合事務員」「医療・介護事務員」「クリーニング職」「その他の生活衛生サービス」「他に分類されないサービス」「めっき工・金属研磨工」「くぎ・ばね製造工等」「金属製品製造工」「画工、看板製作工」「他に分類されない輸送」「倉庫作業員」「配達員」「荷造作業員」とする。
- 2 通勤手当については、基準内賃金とは分離し、第8条の通りとする。
- 3 地域調整については、通達に定める「地域指数」の「福岡県」「佐賀県」「熊本県」「山口県」「大分県」「長崎県」「宮崎県」「鹿児島県」「沖縄県」により調整する。
（添付A）